

平成 30 年度税制改正 11

(特例事業承継税制について)

事業承継税制の適用を受けられない会社の要件

適用除外となる会社は、資産保有型会社と資産運用型会社となります。

どのような会社かといいますと、有価証券・事業に使用していない不動産、現預金などの合計が総資産の 70%以上を占める会社を「資産保有型会社」といい、これらの資産から生ずる収入がその会社の総収入の 75%以上を占める会社を「資産運用型会社」といいます。以下に適用除外となる理由と当該会社の詳細を説明します。

1、資産保有型会社及び資産運用型会社を除外する理由

事業承継税制の適用を受けることができない「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、それぞれ次のような基準で決められています。適用できない理由は、個人で保有している現金、不動産、有価証券及び高額な絵画などの美術品などを会社に移し、その会社で事業承継税制の納税猶予の適用を受けることで相続税の課税回避をすることができないようにするためです。

2、資産保有型会社とは

次のような「特定資産」の価額の総額が、全財産の 70%以上を占める会社をいいます。

- ① 有価証券及び持分（特別子会社の株式又は持分を除く）
- ② その中小企業者が現に使用していない不動産
- ③ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（事業の用に供することを目的として有するものを除く）
- ④ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（事業用目的として有するものを除く）
- ⑤ 現預金（その代表者及び同族関係者に対する貸付金及び未収金を含む）

～資産保有型会社の判定式～

判定時における特定資産（上記①～⑤）の合計額 $\geq 70\%$

判定時における資産価額総額

なお、資産保有型会社に該当するかどうかの判定においては、次の点に留意する必要があります。

- ① 貸借対照表に計上されている帳簿価額により算定する。
- ② 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれに対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額とする。
- ③ 貸倒引当金・投資損失準備金等の評価制引当金は控除しないで算定する。